

令和2年5月22日

保護者のみなさまへ

緊急事態宣言後の新BOP（学童クラブ及びBOP） の対応について（第5報）

国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置を受け、5月31日（日）まで新BOPを休止しておりますが、6月1日以降の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

1 対応

【国の緊急事態宣言が継続された場合】

新BOPについては、緊急事態宣言が解除されるまでの期間、休止を延長します。

学童クラブについては、これまでどおり医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方のお子さんについてはお預かりします。

【国の緊急事態宣言が解除された場合】

新BOPのうち、学童クラブの休止を解除します（BOPは引き続き休止）。但し、当面の間、子どもの感染防止の観点から、自宅で過ごすことが可能な児童については、利用を控えていただくようお願いします。子どもたちの安全を確保するために、新BOPが3密（密閉、密集、密接）とならないよう、保護者の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

2 学童クラブの運営について

感染リスクを低下させるために、これまで励行してきている手洗いや咳エチケット、部屋のこまめな換気と消毒などの万全な対策をとりながら、児童の接触の機会を減らす取り組みを引き続き心掛けてまいります。

感染症対策の徹底のため、毎日の自宅での検温と風邪状態の確認、マスクの着用の徹底へのご協力を願いいたします。

【本件担当】児童課児童育成担当 電話 03-5432-2317

生涯学習・地域学校連携課地域学校連携担当 電話 03-5432-2739